

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0515	産業廃棄物等の収集・運搬及び処理役務（その2）（単価契約）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和8年9月4日（金） （10：30）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札の決定は、当該入札単価に発注予定数量を乗じた総価で行う。（契約は入札単価による単価契約とする。）なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和8年 8月 27日（木） 12：00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 9月 2日（水）

までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30～18:15 (12:00～13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1 契約業者の条件（産業廃棄物）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の規定による収集運搬業及び処分業の資格を有すること。

2 提出書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の規定による収集運搬業許可書の写し及び処分業許可書の写し

3 提出部数

1 部

p

4 提出期限

令和8年8月27日（木） 12：00

5 その他

- （1）虚偽がないものとする。
- （2）上記書類提出後、官側から細部補足資料を求める場合がある。
- （3）提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（提出期限が月曜日の場合は、前週の金曜日） 17時00分までとする。

内部部局仕様書			
品名	産業廃棄物等の収集・運搬及び 処理役務（その２）（単価契 約）	仕様書番号	
		作成年月日	令和８年７月２７日
		改正年月日	
		大臣官房会計課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省内部部局における産業廃棄物等の収集・運搬及び処理役務（その２）（単価契約）について適用する。

1.2 引用文書等

この仕様書における引用文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、引用文書に定める項目がこの仕様書と相違する場合は、この仕様書を優先する。なお、引用文書及び関連文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(1) 引用文書

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）
- イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年東京都条例第２１５号）

(2) 関連文書

- ア 防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）
- イ 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運事第９２４４号。２１．７．３１）

2 収集・運搬及び処分の予定数量等

収集・運搬は処分場所において計量した区分ごとの重量(kg)とする。

予定数量は、別紙第１のとおりとする。

なお、予定数量は見込みであり、処理数量を保証するものではない

（参考）予定品目※

通信機材：電源ユニット，プロジェクター，電話機 等

什 器 類：事務机，会議机，椅子，壁面書庫，ロッカー及び耐火金庫，耐火書庫 等

家電製品：電子レンジ，電動給油ポット 等

ＯＡ機器：シュレッダー，複写機 等

そ の 他：間仕切り，扇風機，ソファ，ブラインド，ゴミ箱 等

※予定品目は、参考のために仕様書作成時点で見込まれるものを列挙したものであり、これらの処分を確約するものではない。

また、家電リサイクル法対象品目及び契約相手方が法令や許認可等の関係で取り扱えないものについては、本役務の対象としない。

3 本役務に関する要求

3.1 契約相手方の条件

- (1) 契約相手方は、単独で収集運搬及び処分を実施するものとする。
- (2) 契約相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の規定による収集運搬業及び処分業の資格を有すること。

3.2 収集・運搬に関する要求

3.2.1 集積場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省市ヶ谷庁舎
(別紙第2の集積場所を基準とし、詳細は官側と調整する。)

3.2.2 車両等

当日収集を予定されている品目の積込みに必要な車両、機材、人員については、契約相手方において確保するものとする。

3.2.3 収集・運搬の内容

- (1) 契約相手方は、官側からの発注書(別紙第3)及び指示に従い、防衛省市ヶ谷庁舎の集積場所から産業廃棄物を契約相手方の手配する運搬車両へ積み込み、都道府県知事の許可した処理施設へ運搬し、処理を行うものとする。
- (2) 日程は表1を基準とするが、細部は官側と調整する。

表1

場所(別紙第2)	実施時期(基準)							数量目安 (kg)
	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
①A棟11階 (土日祝日に実施)	○					状況により 調整		25,000
②工事門	○	○	○	○	○			69,000
③D棟6階 (土日祝の実施を基準)		○	○					25,000
④D棟地下1階				○	○			15,000
⑤E2棟地下1階書庫A	○							6,000
⑥E2棟地下1階書庫B		○						10,000

- (3) 別紙第2の①に集積している廃棄物の搬出に関しては、土曜日、日曜日または祝日に実施するものとする。

- (4) 収集・運搬は、契約決定後から令和9年3月31日までの間に複数回実施する。
初回の収集・運搬は、別紙第2の①に集積してある廃棄物を令和8年9月30日（水）までの間に実施することを基準とする。具体的な日程は官側との調整により決定する。
また、同じ集積場所で複数回実施することがある。
- (5) 実施時間は、9時30分から18時15分を基準とし、官側と調整する。
- (6) 役務実施の際には、必要に応じて施設（床及び壁等）を破損しないように養生等を実施するものとする。なお、A棟11階は赤絨毯が敷いてあるため、養生ボード等を用いて絨毯の保護に適した養生を実施すること。
- (7) 契約相手方は、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**及びその他関係法令等を遵守し、適正に処理を行うものとする。
- (8) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は契約相手方が必要量を準備するものとする。
- (9) 契約相手方が、産業廃棄物を運搬車両に積み込む際は、官側立ち会いの下で作業を実施するものとする。
- (10) 契約相手方は、委託された産業廃棄物の積み替えを行ってはならない。
- (11) 契約相手方は、委託された産業廃棄物の収集運搬を第三者に委託してはならない。
- (11) 契約相手方は、作業を実施する上で安全管理に十分配慮するものとする。

3.3 処分に対する要求

3.3.1 産業廃棄物の種類及び重量

契約相手方は、処理施設において産業廃棄物の重量を計測し、重量を速やかに官側に報告するものとする。

3.3.2 処分内容

- (1) 契約相手方は、法令及びその他関係法令等並びに行政指導等を遵守し、適正に処理を行うものとする。
- (2) 契約相手方は、委託された産業廃棄物の中間処理を第三者に委託してはならない。

4 秘密の保全

契約相手方は、本役務の履行上、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
また、本役務の履行終了後においても同様とする。

5 履行期限

令和9年3月31日（水）

6 検査

検査は、産業廃棄物管理票（D票）により、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

7 配送車両について

- 7.1 この契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、または使用させること。
- 7.2 この契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合は、速やかに提示すること。

8 その他の指示

8.1 単価の設定

3で規定する収集・運搬については、管理費その他の手数料等一切の費用を含むものとする。

8.2 提出書類

提出書類は、表2のとおり。

表2 提出書類

番号	名称	提出期限	提出先	部数
1	産業廃棄物管理票（A票）	廃棄物品受領時	大臣官房 会計課	1
2	産業廃棄物管理票（B 2票）	運搬終了時		
3	産業廃棄物管理票（D票）	検査実施前		
4	産業廃棄物管理票（E票）	最終処分終了時		

8.3 その他

- (1) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとする。
- (2) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において復旧及び補償すること。

- (3) この仕様書に疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官と協議するものとする。
- (4) 必要な場合は搬出前に現物の確認を行うものとする。また、現物の確認の日時等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日 9 時 3 0 分から 1 2 時及び 1 3 時から 1 8 時 1 5 分の間とし、官側と日程の調整を行った後に確認を実施するものとする。

適合条件

1 契約業者の条件（産業廃棄物）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の規定による収集運搬業及び処分業の資格を有すること。

2 提出書類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第6項の規定による収集運搬業許可書の写し及び処分業許可書の写し

3 提出部数

1部

p

4 提出期限

令和8年8月27日（木）12：00

5 その他

- （1）虚偽がないものとする。
- （2）上記書類提出後、官側から細部補足資料を求める場合がある。
- （3）提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（提出期限が月曜日の場合は、前週の金曜日）17時00分までとする。

発注予定品目

No.	内訳	単位	予定数量
1	収集運搬	k g	150,000
2	処分	k g	150,000

防衛省市ヶ谷庁舎

場所	
①A棟 1 1 階 (土日)	
②工事門	
③D棟 6 階 (土日)	
④D棟地下 1 階	
⑤E2棟地下 1 階書庫A	
⑥E2棟地下 1 階書庫B	



※上記の個所を基準とし、他の集積場所からの収集・運搬を実施する必要があるが生じた場合は官側と調整する。

産業廃棄物収集運搬及び処分役務 発注書

令和 年 月 日

殿

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課会計管理官

下記のとおり発注する。

規格		期間			
項目	単位	予定数量 (A)	単価 (B)	予定金額 (A×B×1.1)	備考
計					

上記のとおり発注されたい

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課会計管理官

内部部局物品管理官
大臣官房会計課会計管理官